

福島復興再生特別措置法

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 福島復興再生基本方針（第五条・第六条）
- 第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置
 - 第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置（第七条―第十五条）
 - 第二節 課税の特例（第十六条・第十七条）
 - 第三節 公営住宅法の特例等（第十八条―第二十三条）
- 第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（第二十四条―第三十五条）
- 第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置
 - 第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置（第三十六条―第四十八条）
 - 第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例（第四十九条・第五十条）

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等（第五十一条―第五十五条）

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進（第五十六条―第六十一条）

第七章 原子力災害からの福島復興再生協議会（第六十二条）

第八章 雑則（第六十三条―第六十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的と

する。

(基本理念)

第二条 原子力災害からの福島復興及び再生は、原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれ起因して住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆きずなの維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に規定する基本理念にのっとり、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有する。

(定義)

第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 福島 福島県の区域をいう。

二 原子力発電所の事故 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。

三 原子力災害 原子力発電所の事故による災害をいう。

四 避難解除区域 原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項若しくは第五項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。）が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示（以下「避難指示」という。）の対象となった区域のうち当該避難指示が全て解除された区域をいう。

イ 原子力災害対策特別措置法第二十七条の四第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

ロ 住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うことの指示

ハ 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示を行うこと
との指示

ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

五 避難解除等区域 避難解除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち原子力災害対策特別措置法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が福島市の市長又は福島県知事に対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいう。

第二章 福島復興再生基本方針

(福島復興再生基本方針の策定等)

第五条 政府は、第二条に規定する基本理念にのっとり、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「福島復興再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 原子力災害からの福島復興及び再生の意義及び目標に関する事項

二 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

三 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

四 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な

事項

五 第三十六条第一項に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

六 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

七 第五十六条第一項に規定する重点推進計画の同条第五項の認定に関する基本的な事項

八 関連する東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な

事項

九 前各号に掲げるもののほか、福島復興及び再生に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、福島県知事の意見を聴いて、福島復興再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 福島県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、福島復興再生基本方針を速やかに変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による福島復興再生基本方針の変更について準用する。
(福島県知事の提案)

第六条 福島県知事は、福島の復興及び再生に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、福島復興再生基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。

2 福島県知事は、変更提案をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、当該変更提案を踏まえた福島復興再生基本方針の変更をする必要があると認めるときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、当該変更提案を踏まえた福島復興再生基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を福島県知事に通知しなければならない。

第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置

第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置

(避難解除等区域復興再生計画)

第七条 内閣総理大臣は、福島復興再生基本方針に即して、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域の復興及び再生を推進するための計画（以下「避難解除等区域復興再生計画」という。）を定めるものとする。

2 避難解除等区域復興再生計画には、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項にあつては、過去に避難指示の対象となつたことがない区域にわたるものであつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を定めるものとする。

一 避難解除等区域復興再生計画の意義及び目標

二 避難解除等区域復興再生計画の期間

三 産業の復興及び再生に関する事項

四 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項

五 生活環境の整備に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、避難解除等区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

3 内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の

長に協議するとともに、福島県知事の意見を聴かなければならない。

4 福島県知事は、第一項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、避難解除等区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画を定めたときは、遅滞なく、これを福島県知事に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、避難解除等区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域復興再生計画を変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による避難解除等区域復興再生計画の変更について準用する。

(土地改良法等の特例)

第八条 国は、避難解除等区域復興再生計画（前条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に基づいて行う土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業（東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する

る法律（平成二十三年法律第四十三号。第六項において「土地改良法特例法」という。）第二条第三項に規定する復旧関連事業及び第三項の規定により国が行うものを除く。）であつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを行うことができる。

2 前項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなす。この場合において、同条第四項及び第十項並びに同法第八十七条の三第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第四項中「施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他）」とあるのは「土地改良施設の変更（当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、」と、同項第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、同条第十項中「第五条第六項及び第七項、第七条

第三項」とあるのは「第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と、同法第八十七条の三第二項中「第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業等」とあるのは「農用地造成事業等」と、「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」とする。

3 国は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う土地改良法第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業（福島県知事が平成二十三年三月十一日以前に同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたものに限る。）であつて、福島県における当該土地改良事業の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを、自ら行うことができる。この場合においては、当該指定のあつた日に、農林水産大臣が同法第八十七条第一項の規定により当該土地改良事業計画を定めたものとみなす。

4 前項の規定による指定は、福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

5 第三項の規定により国が土地改良事業を行う場合において、当該土地改良事業に関し福島県が有する権利及び義務の国への承継については、農林水産大臣と福島県知事とが協議して定めるものとする。

6 避難解除等区域復興再生計画に基づいて国が行う次の各号に掲げる土地改良事業についての土地改良法第九十条第一項の規定による負担金の額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業（土地改良法特例法第二条第二項に規定する特定災害復旧事業を除く。）（土地改良法特例法第五条第二号又は第三号の規定の例により算定した額

二 前号に掲げる土地改良事業と併せて行う土地改良法第二条第二項第一号に掲げる土地改良事業（同号に規定する土地改良施設の変更に係るものに限る。）（土地改良法特例法第五条第四号の規定の例により算定した額

7 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十二条第一項の規定により福島県が行う土地改良事業であつて、避難解除等区域において行うものについての同条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「同条第十項及び」とあるのは「同条第四項及び第十項並びに」と、「

同法第八十七条の二第十項」とあるのは「同法第八十七条の二第四項中「施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他）」とあるのは「土地改良施設の変更（当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、）」と、同項第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、同条第三項中「第八十七条の二第三項から第五項まで」とあるのは「第八十七条の二第三項及び第五項並びに前項の規定により読み替えて適用する同条第四項」とする。

（砂防法の特例）

第九条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画（第七条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十四条までにおいて同じ。）に基づいて行う砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等

による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号。以下「震災復旧代行法」という。）第四条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における砂防工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興砂防工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により復興砂防工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、福島県知事に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興砂防工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、福島県知事が自ら当該復興砂防工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

（港湾法の特例）

第十条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第七項に規定する港湾工事のうち同条第五項に規定する港湾施設（港湾管理者（同条第一項に規定する港湾管理者をいう。次項において同じ。）である福島県が管理するものに限る。）の建設又は改良に係るもの（震災復旧代用法第五条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における港湾工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項において「復興港湾工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、港湾管理者である福島県の要請に基づいて行うものとする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興港湾工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該復興港湾工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

（道路法の特例）

第十一条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う都道府県道（道路法（昭和二十七

年法律第百八十号) 第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。) 又は市町村道 (同条第四号に掲げる市町村道をいう。) の新設又は改築に関する工事 (震災復旧代行法第六条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。) であつて、当該道路の道路管理者 (道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第五項において同じ。) である地方公共団体 (福島県及び避難解除等区域をその区域に含む市町村に限る。以下この節において同じ。) における道路の新設又は改築に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの (第三項及び第四項において「復興道路工事」という。) を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、同項の地方公共団体の要請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により復興道路工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の地方公共団体に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興道路工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該復興道路工

事を施行することとした場合に国が当該地方公共団体に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う国土交通大臣は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

(海岸法の特例)

第十二条 主務大臣（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四十条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設（同法第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。以下この項において同じ。）の新設又は改良に関する工事（震災復旧代行法第七条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興海岸工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下この条

及び第四十三条第二項第二号において同じ。）である福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により復興海岸工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、海岸管理者である福島県知事に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により主務大臣が施行する復興海岸工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、海岸管理者である福島県知事が自ら当該復興海岸工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項の規定により海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣は、海岸法第五章の規定の適用については、海岸管理者とみなす。

(河川法の特例)

第十三条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う指定区間（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項に規定する指定区間をいう。）内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。）、二級河川（同法第五条第一項に規定する二級河川をいう。第五項において同じ

。又は準用河川（同法第百条第一項に規定する準用河川をいう。第五項において同じ。）の改良工事（震災復旧代用法第十条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、当該河川の改良工事を施行すべき地方公共団体の長が統括する地方公共団体における河川の改良工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興河川工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、同項の地方公共団体の長の要請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により復興河川工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、同項の地方公共団体の長に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興河川工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該地方公共団体の長が自ら当該復興河川工事を施行することとした場合に国が当該地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項の規定により二級河川又は準用河川の河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下この項において同じ。）に代わってその権限を行う国土交通大臣は、同法第七章（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、河川管理者とみなす。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例）

第十四条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事（震災復旧代用法第十一条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における当該急傾斜地崩壊防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項から第五項までにおいて「復興急傾斜地崩壊防止工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、福島県の要請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により復興急傾斜地崩壊防止工事を施行する場合においては、政令で定

めるところにより、福島県知事に代わってその権限を行うものとする。

4 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第十三条第二項の規定は、国土交通大臣が第一項の規定により復興急傾斜地崩壊防止工事を施行する場合には、適用しない。

5 第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興急傾斜地崩壊防止工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該復興急傾斜地崩壊防止工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

6 第三項の規定により福島県知事に代わってその権限を行う国土交通大臣は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第五章の規定の適用については、福島県知事とみなす。

(生活環境整備事業)

第十五条 内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画（第七条第二項第五号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づいて行う生活環境整備事業（避難解除等区域において住民の生活環境の改善に資するため必要となる公共施設又は公益的施設の清掃その他の当該施設の機能を回復するための事業であつて、復

興庁令で定めるものをいう。)を、復興庁令で定めるところにより、当該施設を管理する者の要請に基づいて、行うことができる。

2 前項の規定により内閣総理大臣が行う生活環境整備事業に要する費用は、国の負担とする。

第二節 課税の特例

第十六条 避難解除区域内において事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した個人事業者又は法人（避難指示の対象となった区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。次条において「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第十七条 個人事業者又は法人（避難指示の対象となった区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る

。が、原子力災害の被災者である労働者を、避難解除区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該個人事業者又は法人に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三節 公営住宅法の特例等

(公営住宅に係る国の補助の特例)

第十八条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体(次項及び第二十条第二項において「事業主体」という。)が、避難指示区域(現に避難指示であつて第四条第四号イ又はロに掲げる指示であるものの対象となつてゐる区域をいう。第二十二条及び第二十三条第一項において同じ。)に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者(以下「居住制限者」という。)に賃貸又は転貸するため同法第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用し、同法第八条第一項ただし書及び第十七条第三項ただし書並びに激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号。以下この条及び第二十条において「激

甚災害法」という。)第二十二條第一項ただし書の規定は、適用しない。

<p>公営住宅法第八條第一項</p>	<p>公営住宅法第十七條第三項</p>	<p>次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた</p>
<p>激甚災害法第二十二條第一項</p>	<p>同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた</p>	<p>事業主体が第十一條第一項に規定する交付申請書を提出する日において居住制限者(福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第十八條第一項に規定する居住制限者をいう。第十七條第三項において同じ。)である</p>
<p>激甚災害法第二十二條第一項</p>	<p>公営住宅法第十一條第一項に規定する交付申請書を提出する日において</p>	<p>居住制限者である</p>

	<p>失したものにその災害の当時居住していた</p>	<p>居住制限者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第十八条第一項に規定する居住制限者をいう。）である</p>
--	----------------------------	----------------------------------------------------------------

2 前項の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二條第一項の規定による国の補助に係る公営住宅（公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）又は事業主体が居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅の入居者は、平成二十六年三月十日までの間は、居住制限者でなければならない。

（公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例）

第十九条 居住制限者については、公営住宅法第二十三条第二号（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第十四号）第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第二十三条各号（住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなす。

(居住制限者向け公営住宅等の処分の特例)

第二十条 第十八条第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十条第二項第一項の規定による国の補助を受け、又は東日本大震災復興特別区域法第七十八条第三項に規定する復興交付金(次項において「復興交付金」という。)を充てて居住制限者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅(当該公営住宅に係る公営住宅法第二条第九号に規定する共同施設(次項において「共同施設」という。)を含む。)に対する公営住宅法第四十四条第一項及び第二項並びに附則第十五項の規定の適用については、同条第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第二項中「又はこれらの修繕若しくは改良」とあるのは「若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六条の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

2 事業主体は、第十八条第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法

第二十二條第一項の規定による国の補助を受け、若しくは復興交付金を充てて居住制限者に賃貸するため建設若しくは買取りをし、又は居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅（当該公営住宅に係る共同施設を含む。）について、当該事業主体である地方公共団体の区域内の住宅事情からこれを引き続いて管理する必要がないと認めるときは、公営住宅法第四十四條第三項の規定にかかわらず、当該公営住宅の用途を廃止することができる。この場合において、当該事業主体は、当該公営住宅の用途を廃止した日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

（独立行政法人都市再生機構法の特例）

第二十一條 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一條第一項に規定する業務のほか、福島において、福島の地方公共団体からの委託に基づき、同條第三項各号の業務（居住制限者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限る。）を行うことができる。

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資）

第二十二條 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十號）第十三條第一項に規定する業務のほか、原子力災害代替建築物（住宅（同法第二條第一項に規定す

る住宅をいう。)又は主として住宅部分(同法第二条第一項に規定する住宅部分をいう。)から成る建築物が避難指示区域内に存する場合におけるこれらの建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分をいう。)の建設又は購入に必要な資金(当該原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。)を貸し付けることができる。

(居住安定協議会)

第二十三条 福島県及び避難指示区域をその区域に含む市町村(以下この項において「福島県等」という。)

()は、原子力災害の影響により避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた者(以下この項において「避難者」という。)に賃貸するための公営住宅の供給その他の避難者の居住の安定の確保に関し必要となるべき措置について協議するため、居住安定協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、福島県等は、必要と認めるときは、協議会に福島県等以外の者で避難者の居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずる者を加えることができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

(健康管理調査の実施)

第二十四条 福島県は、福島復興再生基本方針に基づき、平成二十三年三月十一日において福島に住所を有していた者その他これに準ずる者に対し、健康管理調査（被ばく放射線量の推計その他の健康管理を適切に実施するための調査をいう。次条及び第二十六条において同じ。）を行うことができる。

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第二十五条 健康管理調査の対象者が加入している保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者をいう。）又は後期高齢者医療広域連合（同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）は、環境省令で定めるところにより、当該調査対象者の

同意を得ている場合において、福島県から求めがあったときは、当該保険者又は後期高齢者医療広域連合が保存している当該調査対象者に係る特定健康診査（同法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）又は健康診査（同法第二百五条第一項に規定する健康診査をいう。）に関する記録の写しを提供しなければならぬ。

（健康管理調査の実施に関し必要な措置）

第二十六条 国は、福島県に対し、健康管理調査の実施に関し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（健康増進等を図るための施策の支援）

第二十七条 国は、福島県の地方公共団体が行う住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための放射線量の測定のための機器を用いた住民の被ばく放射線量の評価その他の取組を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

（農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援）

第二十八条 国は、福島県の地方公共団体及び事業者が実施する福島県で生産された農林水産物及びその加工品

並びに鉱工業品の放射能濃度及び放射線量の測定及び評価を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(除染等の措置等の迅速な実施等)

第二十九条 国は、福島県の健全な復興を図るため、福島県の地方公共団体と連携して、福島県における除染等の措置等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。第三項及び第三十一条において同じ。）を迅速に実施するものとする。

2 国は、前項の除染等の措置等の実施に当たり、福島県の住民が雇用されるよう配慮するものとする。

3 国は、福島県の地方公共団体と連携して、除染等の措置等の実施に伴い生じた廃棄物について、熱回収その他の循環的な利用及び処分が適正に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

(児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置)

第三十条 国は、福島県の地方公共団体と連携して、福島県の学校及び児童福祉施設に在籍する児童、生徒等に

ついて、放射線による健康上の不安を解消するため、当該学校及び児童福祉施設の土地及び建物並びに通学路及びその周辺の地域について必要な措置を講ずるとともに、学校給食に係る検査についての支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等）

第三十一条 国は、福島の地方公共団体と連携して、放射線の人体への影響及び除染等の措置等について、国内外の知見を踏まえ、調査研究及び技術開発の推進をするとともに、福島において、調査研究及び技術開発を行うための施設及び設備の整備、国内外の研究者の連携の推進、国際会議の誘致の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第三十二条 国は、原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染のおそれ起因する健康上の不安を解消するため、低線量被ばくによる放射線の人体への影響その他放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動、教育活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

（教育を受ける機会の確保のための施策）

第三十三条 国は、原子力災害による被害により福島の子童、生徒等が教育を受ける機会が妨げられることのないよう、福島の地方公共団体その他の者が行う学校施設の整備、教職員の適正な配置、就学の援助、自然体験活動の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(医療及び福祉サービスの確保のための施策)

第三十四条 国は、原子力災害による被害により福島における医療及び保育、介護その他の福祉サービスの提供に支障が生ずることのないよう、福島の地方公共団体が行うこれらの提供体制の整備その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置)

第三十五条 国は、第二十六条から前条までに定めるもののほか、福島において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。